2022年度 岡山大学大学院法務研究科 法学既修者入試B日程 試験問題

民事法系 (民法、民事訴訟法、商法)

<解答上の注意>

- 1. この問題冊子は、この表紙を含め4枚である。
- 2. 問題は、問題 1 ~問題 3 まである (さらに小問がある)。配点は、問題 1 が 80 点、問題 2 が 35 点、問題 3 が 35 点である。
- 3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。
- 4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に 「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入し ないこと。
- 5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
- 6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
- 7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損 等がある場合は申し出ること。
- 8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
- 9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題1】次の[問1]および[問2]に解答しなさい。解答の冒頭に「問題1」と記入すること。

[問1](60点)

[事実](1)から(4)を前提として、以下の(問い)に答えなさい。

「事実]

- (1) 2021 年 10 月 1 日、A は、岡山市内に土地(甲)を所有しており、不動産登記簿上も、甲について、A を所有者とする登記が行われていた。
- (2) 同日、甲について、A を売主、B を買主、代金を 1000 万円とする売買契約 (本件売買契約①)が、AB 間で締結され、A から B に甲が引き渡された。
- (3) 同月 20 日、甲について、A を売主、C を買主、代金を 1200 万円とする 売買契約 (本件売買契約②) が締結された。本件売買契約②は、甲について賃貸借契約を締結する代理権を与えられている D が、当該代理権授与 に際して A から交付された印鑑等を用いて偽造した委任状を C に呈示し、「A 代理人 D」と名乗って、C との間で締結したものである。
- (4) 同年 11 月 10 日、「A 代理人 D」と名乗る D と C との共同申請に基づいて、日土地について、A から C への所有権移転登記が行われた。

(問い)C は、甲を直接占有している B に対して、甲の明け渡しを求めたいと考えている。C の請求の根拠を明らかにし、その当否について論じなさい。また、C の請求が認められた場合の AB の法律関係は、どのようなものか説明しなさい。

「問2](20点)

「遺贈」と「死因贈与」とについて、共通点と相違点のうち重要であると考えられるものを1つずつあげて、簡潔に説明しなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】【事実】を読んで、[問1] および [問2] に解答しなさい。なお、各間は独立した問題として検討しなさい。

解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」 と記入すること。

【事実】

X (売主) は、Y (買主) を被告として、ある土地(以下、「甲地」という)を代金 2,000 万円で売却したと主張し、令和 2 年 1 月 10 日、売買代金債権(以下、「XY債権」という)の支払いを求める訴え(以下、「本訴」という)を管轄裁判所に提起した。

本訴の裁判所は、令和2年12月11日に口頭弁論を終結し、Xの請求を全部 認容する旨の判決(以下、「本訴判決」)を言い渡し、控訴期間内にYが控訴を提 起しなかったため、本訴判決は確定した。

その後、令和3年2月10日、Yは、Xを被告として、XY債権が存在しない旨の確認を求める訴え(以下、「後訴」という)を管轄裁判所に提起して、以下の事実を主張した。

- ①Yは、Xに対し、令和2年8月31日に、売買代金債務の全額を弁済した。
- ②(仮に①が認められなくても、)甲地についての売買契約はXの詐欺により成立したものであるため、Yは、令和3年1月30日に、詐欺による取消権を行使した(なお、YがXの詐欺を認識したのは、令和2年11月10日であったものとする)。

「問1](15点)

証拠上、Yの主張する①が認定されるとき、後訴の裁判所は、どのような判決をすべきか。論拠を示して、説明しなさい。

[問2](20点)

証拠上、Yの主張する②が認定されるとき、後訴の裁判所は、どのような判決をすべきか。論拠を示して、説明しなさい。

《問題2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 次の「問1]および「問2]に解答しなさい。

解答は、【問題1】【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に 「問題3」と記入すること。

「問1] 次の(1)および(2)に簡潔に解答しなさい。(配点各5点)

- (1)会社の承認がなく、総株主の同意もない、譲渡制限株式の譲渡の効力について、最高裁判所はどのような見解をとるか。
- (2) 会社法847条3項に「六十日」の期間が設けられているのはなぜか。

[問2](配点25点)

P株式会社は、取締役会設置会社ではなく、定款に取締役の員数についての定めはない。Yは、P社の取締役(代表権はない)に適法に就任しており、P社の取締役として登記されていた。P社の代表取締役はQのみである。

Yは2020年6月末日付で取締役を辞任した。Yは辞任後にP社の対外的または内部的な行為をなしたことはない。Yは辞任に際し、Qに対して、速やかにYの取締役辞任登記をするよう求めていたにもかかわらず、QはYの辞任登記をしないで放置し、YがP社取締役である旨の登記が残存していた。

同年10月頃、QがP社を代表してなした不正競争防止法違反の取引によって P社に多額の損害が生じ、2021年1月末頃P社は事実上倒産した。

Xは 2020 年 12 月頃、商品をP社に販売していたところ、P社の事実上の倒産により、代金の支払いを受けることができなかった。

YはXに対して、会社法 429 条 1 項の責任を負うか。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

民法

[間1]

不動産の二重譲渡がなされた場合について、直接占有する第一買主と登記を具備した第 二買主の法律関係、及び、第一買主と売主の法律関係を問うものである。

[問2]

遺贈と死因贈与とについての理解を問うものである。

*正確な規律が示され、あてはめが適切になされている答案、正確な理解が示されている答案を高い評価とする。

民事訴訟法

「間1]

既判力の遮断効(消極的作用)についての理解を問う問題である。

[間2]

既判力の時的限界についての理解を問う問題である。

商法

「間1]

会社法の諸規定(その趣旨も含む)や最高裁判例の正確な理解を問う問題である。

[問2]

辞任後登記未了の取締役の第三者責任に関する問題である。最判昭和 62・4・16 判時 1248 号 127 頁の判示内容を踏まえた検討が期待される。